



平成23年3月15日

報道関係各位

銚子信用金庫

(東北地方太平洋沖地震)  
被災者向け緊急融資の取扱開始について

銚子信用金庫（銚子市双葉町5番地の5 理事長 岩瀬喜克）では、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」の復興支援として、被災者向け緊急融資の取り扱いを開始します。

今般の、地震では広範囲にわたり甚大な被害が発生しており、銚子信用金庫の営業エリアにおいても、大きな被害を受けています。

銚子信用金庫では、地域金融機関の使命として地域に暮らす皆様の生活基盤の一日も早い復旧・復興の一助として、被災者向け緊急融資の取り扱いを開始するとともに、全店に相談窓口を設置しお客様の相談に対応することとしました。

概要：別紙「緊急融資の概要」をご参照ください。

以 上

(別紙)

緊急融資の概要

平成 23 年 3 月 15 日現在

項目	内容	
目的	東北地方太平洋沖地震の直接的な被害に係る資金について、迅速に対応する。	
対象先	上記目的に該当する個人・個人事業主・法人	
新規	資金使途	東北地方太平洋沖地震の直接的な被害に係る資金
	融資率	年利 2.00% (変動金利) 但し、1 年以内の貸出金利は固定金利
	融資限度額	1 先 500 万円以内
	融資期間	最長 10 年以内
	返済方法	分割返済および期日一括返済
取扱開始日	平成 23 年 3 月 15 日	

※詳しくは、ちょうししんきん窓口におたずねください。